



2019年11月14日

各 位

会 社 名 Z ホールディングス株式会社
代表者の役職氏名 代表取締役社長 川邊 健太郎
(コード番号 4689 東証第一部)
問 い 合 わ せ 先 常務執行役員 最高財務責任者
坂上 亮介
電 話 03-6779-4900

株式会社 ZOZO 株式（証券コード 3092）に対する 公開買付けの結果及び子会社の異動に関するお知らせ

Z ホールディングス株式会社（以下「当社」又は「公開買付者」といいます。）は、2019年9月12日開催の当社取締役会において、株式会社 ZOZO（コード番号 3092、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）市場第一部上場、以下「対象者」といいます。）の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）を金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）による公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決議し、2019年9月30日より本公開買付けを実施していましたが、本公開買付けが2019年11月13日をもって終了いたしましたので、その結果について下記のとおりお知らせいたします。

また、本公開買付けの結果、2019年11月13日（本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付け期間」といいます。）の最終日）付で、対象者は当社の連結子会社となりましたので、併せてお知らせいたします。

記

I. 本公開買付けの結果について

1. 買付け等の概要

(1) 公開買付者の名称及び所在地

Z ホールディングス株式会社
東京都千代田区紀尾井町1番3号

(2) 対象者の名称

株式会社 ZOZO

(3) 買付け等に係る株券等の種類

普通株式

(4) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
152,952,900 株	101,968,591 株	152,952,900 株

(注1) 本公開買付けに応募された株券等（以下「応募株券等」といいます。）の数の合計が買付予定数の下限（101,968,591 株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。

(注2) 応募株券等の数の合計が買付予定数の上限（152,952,900 株）を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第 27 条の 13 第 5 項及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成 2 年大蔵省令第 38 号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。）第 32 条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付けに係る受渡しその他の決済を行います。

(注3) 本公開買付けを通じて、対象者の所有する自己株式を取得する予定はありません。

(注4) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。）に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手に従い公開買付け期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

(5) 買付け等の期間

① 届出当初の買付け等の期間

2019 年 9 月 30 日（月曜日）から 2019 年 11 月 13 日（水曜日）まで（30 営業日）

② 対象者の請求に基づく延長の可能性

該当事項はありません。

(6) 買付け等の価格

普通株式 1 株につき金 2,620 円

2. 買付け等の結果

(1) 公開買付けの成否

本公開買付けにおいては、応募株券等の数の合計（245,923,177 株）が買付予定数の上限（152,952,900 株）を超えましたので、公開買付開始公告及び公開買付届出書（2019 年 10 月 3 日提出の公開買付開始公告の訂正の公告及び公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。以下同じとします。）に記載のとおり、法第 27 条の 13 第 4 項第 2 号に基づき、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第 27 条の 13 第 5 項及び府令第 32 条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。

(2) 公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名

法第 27 条の 13 第 1 項の規定に基づき、金融商品取引法施行令（昭和 40 年政令第 321 号。その後の改正を含みます。）第 9 条の 4 及び府令第 30 条の 2 に規定する方法により、2019 年 11 月 14 日に、東京証券取引所において、本公開買付けの結果を報道機関に公表いたしました。

(3) 買付け等を行った株券等の数

株券等種類	① 株式に換算した応募数	② 株式に換算した買付数
株 券	245,923,177 株	152,952,900 株
新 株 予 約 権 証 券	— 株	— 株

新株予約権付社債券	— 株	— 株
株券等信託受益証券 ()	— 株	— 株
株券等預託証券 ()	— 株	— 株
合計	245,923,177 株	152,952,900 株
(潜在株券等の数の合計)	—	(— 株)

(4) 買付け等を行った後における株券等所有割合

買付け等前における公開買付者の 所有株券等に係る議決権の数	— 個	(買付け等前における株券等所有割合 — %)
買付け等前における特別関係者の 所有株券等に係る議決権の数	0 個	(買付け等前における株券等所有割合 0.00%)
買付け等後における公開買付者の 所有株券等に係る議決権の数	1,529,529 個	(買付け等後における株券等所有割合 50.10%)
買付け等後における特別関係者の 所有株券等に係る議決権の数	0 個	(買付け等後における株券等所有割合 0.00%)
対象者の総株主の議決権の数	3,052,553 個	

(注1) 「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」及び「買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、各特別関係者(ただし、特別関係者のうち法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において府令第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者を除きます。)が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。

(注2) 「対象者の総株主の議決権の数」は、対象者が2019年6月26日に提出した第21期有価証券報告書に記載された2019年3月31日現在の総株主の議決権の数(1単元の株式数を100株として記載されたもの)です。ただし、単元未満株式(ただし、対象者の所有する単元未満の自己株式を除きます。)についても本公開買付けの対象としていたため、「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、対象者が2019年10月31日に公表した「2020年3月期第2四半期決算短信〔日本基準〕(連結)」(以下「対象者第2四半期決算短信」といいます。)に記載された2019年9月30日現在の対象者の発行済株式総数(311,644,285株)から、同日現在の対象者が所有する自己株式数(6,349,103株)を控除した株式数(305,295,182株)に係る議決権数(3,052,951個)を分母として計算しております。

(注3) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(5) あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算

応募株券等の数の合計(245,923,177株)が買付予定数の上限(152,952,900株)を超えたため、公開買付開始公告及び公開買付届出書に記載のとおり、法第27条の13第4項第2号に基づき、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います(各応募株券等の数に1単元(100株)未満の株数の部分がある場合、あん分比例の方式により計算される買付株数は各応募株券等の数を上限とします。)

あん分比例の方式による計算の結果生じる1単元未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等か

らの買付株数の合計が買付予定数の上限を超えたため、買付予定数の上限を下回らない数まで、四捨五入の結果切り上げられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき買付株数を1単位（あん分比例の方式により計算される買付株数に1単位未満の株数の部分がある場合は当該1単位未満の株数）減少させました。

ただし、切り上げられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付株数を減少させると買付予定数の上限を下回ることとなるため、買付予定数の上限を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽選により買付株数を減少させる株主を決定しました。

(6) 決済の方法

- ① 買付け等の決済をする証券会社・銀行等の名称及び本店の所在地
- | | |
|-----------|-------------------|
| みずほ証券株式会社 | 東京都千代田区大手町一丁目5番1号 |
| 株式会社SBI証券 | 東京都港区六本木一丁目6番1号 |

- ② 決済の開始日
2019年11月20日（水曜日）

③ 決済の方法

（みずほ証券株式会社から応募される場合）

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を本公開買付けに応募した株主（以下「応募株主等」といいます。）（外国の居住者である株主（法人株主を含みます。以下「外国人株主」といいます。）の場合はその常任代理人）の住所宛に郵送いたします。買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金を応募株主等（外国人株主の場合はその常任代理人）の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等（外国人株主の場合はその常任代理人）の指定した場所へ送金するか、公開買付代理人の応募受けをした応募株主等の口座へお支払いします。

（株式会社SBI証券から応募される場合）

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等（外国人株主の場合はその常任代理人）の住所又は所在地宛に郵送します。買付け等は、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金は、応募株主等（外国人株主の場合はその常任代理人）の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等（外国人株主の場合はその常任代理人）の指定した場所へ送金します。

④ 株券等の返還方法

（みずほ証券株式会社から応募される場合）

返還することが必要な株券等を公開買付期間末日の翌営業日以後、速やかに応募が行われた時の状態に戻します。

（株式会社SBI証券から応募される場合）

返還すべき株券等を決済の開始日以後速やかに、応募が行われた直前の記録に戻すことにより返還します（株式を他の金融商品取引業者等に設定した応募株主等の口座に振り替える場合は、その旨指示してください。）。

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

本公開買付け後の方針等及び今後の見通しにつきましては、当社が、2019年9月27日付で公表した「株式会社ZOZO株式（証券コード3092）に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」に記載の内容から変更ありません。

4. 公開買付報告書の写しを縦覧に供する場所

Zホールディングス株式会社
 (東京都千代田区紀尾井町1番3号)
 株式会社東京証券取引所
 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

II. 子会社の異動について

1. 異動の理由

本公開買付けの結果、対象者は、2019年11月13日（公開買付け期間の最終日）付で、当社の連結子会社となりました。

2. 異動する子会社（対象者）の概要

① 名 称	株式会社 Z0Z0
② 所 在 地	千葉県千葉市美浜区中瀬二丁目6番地1
③ 代表者の役職・氏名	代表取締役社長兼CEO 澤田 宏太郎
④ 事 業 内 容	ファッション EC サイトの運営、プライベートブランドの販売、ファッションメディアの運営等
⑤ 資 本 金	1,359 百万円 (2019年9月12日現在)
⑥ 設 立 年 月 日	1998年5月21日
⑦ 大株主及び持株比率 (2019年3月31日現在) (注1)	前澤 友作 35.94%
	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口) 3.14%
	日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口) 3.14%
	MLI FOR CLIENT GENERAL OMNI NON COLLATERAL NON TREATY-PB 2.53% (常任代理人) メリルリンチ日本証券株式会社
	ゴールドマン・サックス・アンド・カンパニーレギュラー アカウント 2.41% (常任代理人) ゴールドマン・サックス証券株式会社
	MSCO CUSTOMER SECURITIES 2.06% (常任代理人) モルガン・スタンレーMUF G証券株式会社
	THE BANK OF NEW YORK MELLON 1 40051 1.38% (常任代理人) 株式会社みずほ銀行決済営業部
	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口5) 1.37%
	ステートストリートバンクアンドトラストカンパニー50 5225 1.32% (常任代理人) 株式会社みずほ銀行決済営業部
	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口7) 1.23%
⑧ 公開買付者と対象者の関係	
資 本 関 係	該当事項はありません。
人 的 関 係	該当事項はありません。

取 引 関 係	該当事項はありません。		
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	該当事項はありません。		
⑨ 対象者の最近3年間の連結経営成績及び連結財政状態			
決 算 期	2017年3月期	2018年3月期	2019年3月期
連 結 純 資 産	29,868百万円	40,810百万円	22,656百万円
連 結 総 資 産	55,720百万円	70,712百万円	78,961百万円
1株当たり連結純資産	94.39円	130.95円	73.85円
連 結 売 上 高	76,393百万円	98,432百万円	118,405百万円
連 結 営 業 利 益	26,284百万円	32,669百万円	25,654百万円
連 結 経 常 利 益	26,442百万円	32,740百万円	25,717百万円
親会社株主に帰属する当期純利益	17,035百万円	20,156百万円	15,985百万円
1株当たり連結当期純利益	54.66円	64.68円	52.20円
1株当たり配当金	36.00円	29.00円	24.00円

(注1)「⑦ 大株主及び持株比率 (2019年3月31日現在)」は、対象者が2019年6月26日に提出した第21期有価証券報告書の「大株主の状況」を基に記載しております。

(注2)対象者は、2016年10月1日付で対象者株式1株につき3株の割合で株式分割（以下「本株式分割」といいます。）を実施しております。このため、2017年3月期の「1株当たり連結純資産」及び「1株当たり連結当期純利益」は、当該連結会計年度の期首に本株式分割が行われたものと仮定して算定しております。また、2017年3月期の「1株当たり配当金」は、1株当たり中間配当金20円（本株式分割前）に、1株当たり期末配当金16円（本株式分割後）を加算しております。

3. 取得株式数、取得価額及び取得前後の所有株式の状況

(1) 異動前の所有株式数	一 株 (議決権の数：一 個) (議決権所有割合：一 %)
(2) 取 得 株 式 数	対象者株式 152,952,900 株 (議決権の数：1,529,529 個)
(3) 取 得 価 額	対象者株式 400,736 百万円
(4) 異動後の所有株式数	152,952,900 株 (議決権の数：1,529,529 個) (議決権所有割合：50.10%)

(注1)「議決権所有割合」は、対象者第2四半期決算短信に記載された2019年9月30日現在の対象者の発行済株式総数(311,644,285株)から、同日現在の対象者が所有する自己株式数(6,349,103株)を控除した株式数(305,295,182株)に係る議決権数(3,052,951個)を分母として計算しております。

(注2)「議決権所有割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しております。

4. 異動の日程

2019年11月13日(水曜日)(公開買付期間の最終日)

5. 今後の見通し

本公開買付けによる子会社の異動が当社の今期業績予想に与える影響は現在精査中であり、今後、業績予想の修正の必要性及び公表すべき事項が生じた際には、速やかに開示いたします。

以上

【勧誘規制】

本発表資料は、本公開買付けを一般に公表するための記者発表文であり、売付けの勧誘を目的として作成されたものではありません。本発表資料は、有価証券に係る売却の申込みもしくは勧誘、購入申込みの勧誘に該当する、又はその一部を構成するものではなく、本発表資料（もしくはその一部）又はその配布の事実が本公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとしします。

【米国規制】

・本発表資料に含まれる全ての財務情報は、日本の会計基準に基づいて作成されており、米国の会計基準に基づくものでなく、米国の会計基準に基づいて作成された財務情報の内容と同等とは限りません。また、公開買付者及び対象者は米国外で設立された会社であり、その役員が米国外の居住者であること等から、米国の証券関連法に基づいて主張しうる権利又は請求を行使することが困難となる可能性があります。さらに、米国の証券関連法の違反を根拠として、米国外の会社又はその役員に対して米国外の裁判所において提訴することができない可能性があります。加えて、米国外の会社及びその子会社・関連者（affiliate）をして米国の裁判所の管轄に服せしめることができる保証はありません。

・本公開買付けに関する全ての手続は、特段の記載がない限り、全て日本語において行われるものとしします。本公開買付けに関する書類の全部又は一部については英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存した場合には、日本語の書類が優先するものとしします。

・本発表資料中の記載には、米国 1933 年証券法（Securities Act of 1933）（その後の改正を含みます。）第 27A 条及び米国 1934 年証券取引所法第 21E 条で定義された「将来に関する記述」が含まれています。既知又は未知のリスク、不確実性又はその他の要因により、実際の結果が「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等と大きく異なることがあります。公開買付者又はその関連会社は、「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等が結果的に正しくなることを保証するものではありません。本発表資料中の「将来に関する記述」は、本発表資料の日付の時点で公開買付者が有する情報を基に作成されたものであり、法令で義務付けられている場合を除き、公開買付者又はその関連会社は、将来の事象や状況を反映するために、その記述を更新したり修正したりする義務を負うものではありません。